

議案第103号

沼田市議会会議規則の一部を改正する規則について

沼田市議会会議規則第13条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

令和7年12月12日提出

沼田市議会議長 桑原敏彦様

提出者 議会運営委員会 委員長 中村浩二

賛成者 同 副委員長 茂木清七

同 委員 齋藤智

同 同 星野妙子

同 同 相澤宗利

同 同 小野塚正樹

同 同 大東宣之

同 同 井上弘

沼田市議会会議規則の一部を改正する規則

沼田市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「公聴会、参考人」を「公聴会及び参考人」に改める。

第6条中「すべて」を「全て」に改める。

第8条第2項本文中「ときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第13条及び第16条中「そなえ」を「備え」に改める。

第18条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない」に改め、同条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第22条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第23条第1項中「終つた」を「終わった」に改め、同条第2項中「終らない」を「終わらない」に改める。

第28条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従つて」に、「投票を備付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第29条中「終つた」を「終わった」に改める。

第36条第1項中「聞き」を「聴き」に改める。

第37条中「まつて」を「待つて」に改める。

第41条中「終つた」を「終わった」に改める。

第43条第2項中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に、「会議」を「議会」に改める。

第44条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第49条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第51条第1項中「すべて」を「全て」に、「終つた」を「終わった」に改める。

第53条中「終つた」を「終わった」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改める。

第54条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第58条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第59条第1項中「終った」を「終わった」に改める。

第77条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第1章第9節を次のように改める。

第9節 公聴会及び参考人

第77条の4第1項中「聞こう」を「聴こう」に、「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第93条中「委員会の承認を要する」を「委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない」に改める。

第103条中「終った」を「終わった」に改める。

第107条及び第109条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第110条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改める。

第111条中「終った」を「終わった」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改める。

第114条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第115条第1項中「終った」を「終わった」に改める。

第118条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる」に改める。

第130条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第135条第1項中「、請願者」を「並びに請願者」に改め、同条第4項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

5 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第137条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第137条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第137条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第139条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第140条中「これを請求」を「、これを請求」に改める。

第141条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第148条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第153条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第155条中「すべて」を「全て」に改める。

第157条中「ことは」を「ことが」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第157条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。